

第 1 章 総則

(名称) 第 1 条 本会は旭区薬剤師会と称す。(以下『本会』という)

(事務所) 第 2 条 本会は事務所を横浜市旭区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的) 第 3 条 本会は相互扶助の精神に基き会員のため必要な事業を行い、薬学・薬業の使命たる地域住民の福祉増進のため、研修並びに相互の交流を図りもって業界の信用を保持し、且つ社会的・経済的地位の向上と業務の円滑な発展を期することを目的とする。

(事業) 第 4 条 本会は第 3 条の目的を達成するため下記の事業を行う。

1. 薬学薬業の進歩発展に関する事項
2. 薬剤師の職能の向上に関する事項
3. 社会保険等に関する事項
4. 医薬分業の推進及び適正化に関する事項
5. 公衆衛生の改善に関する事項
6. 薬事の情報に関する事項
7. 会員相互の融和及び扶助に関する事項
8. 医師会・歯科医師会等の関連団体との連携及び交流に関する事項
9. その他目的達成に必要な事項

第 3 章 組織及び会員

(組織) 第 5 条 本会は神奈川県薬剤師会会員、横浜市薬剤師会会員及び旭区内に居住する乃至は開設する薬剤師並びに薬事関係者をもって組織する。

(会員) 第 6 条 本会の会員は以下の 3 種類とする。

1. 正会員

正会員は第 5 条に定める者とする。

2. 個人会員

個人会員は正会員の事業所に勤務する薬剤師、又は本会の主旨に賛同する薬剤師並びに薬事関係者とする。

尚、個人会員は本人の希望により正会員になることができる。

3. 名誉会員

本会に功労があった者で、総会において推薦されたもの

第 4 章 入退会

(資格の取得) 第 7 条 本会に入会を希望する者は入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない

(資格の喪失) 第 8 条 本会の会員資格は、次の事由によりその資格を失う。

1. 退会 (退会届によるもの)
2. 会員の離職又は死亡
3. 経営権の譲渡あるいは売却(正会員)
4. 除名

(除名) 第9条 次の各項のいずれかに該当するものは、理事会で審議決定し、除名することができる。尚、審議の場において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

1. 会則に違反する行為があるとき。
2. 本会の名誉を傷つける行為があるとき。
3. 本会の目的にそぐわない行為があるとき。
4. 本会の事業を妨害または妨害しようとしたとき
5. 本会の組織を不正に利用または利用しようとしたとき
6. 会費を期限までに納めないとき（3ヶ月以上の滞納）

第5章 役員

(役員の種類) 第10条 本会は下記の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名以内
- (3) 理事 5名以上15名以内（専務理事並びに常務理事を含む）
- (4) 監事 2名

(役員を選任) 第11条 会長及び監事は総会において、会員の中より選挙によって定める。副会長・専務理事・常務理事は、後に定める理事の互選により選任する。

尚、会長・副会長は理事との兼務をしない。

(役員任期) 第12条 (1) 役員任期は1期2年とし、補欠役員任期は前任者の残存期間とする。但し再任される事が出来るが、3期を限度とする。

(2) 役員はその任期が満了した後においても後任者が引継ぎを終了するまではその職務を行わなければならない。

(役員職務) 第13条 役員は次の任務を担う。

1. 会長は本会を代表し会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
3. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会務を掌る。
4. 常務理事は、会長 副会長及び専務理事を補佐し、会務を掌る。
5. 理事は理事会において決定した担当業務を掌る。
6. 監事は下記事項を監査し、総会において監査報告を行う。

財産の状況

役員業務執行の状況

会務及び会計等の状況

(役員解任) 第14条 (1) 役員に役員としての相応しくない行為があった場合は、総会において、会員の2分の1以上の同意により、これを解任することができる。

(2) 役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

第6章 顧問・相談役・部会・委員会

(顧問及び相談役) 第15条 (1) 本会は第10条で定める役員の他に顧問・相談役を理事会の推薦において定めることができる。

(2) 顧問及び相談役は本会の業務運営上の重要な事項について会長の諮問に応じる。

(部会) 第16条 本会は会務の遂行上、部会を設けるときは、総会にて承認を必要とする。

(委員会) 第17条 本会は会務の遂行上、必要と思われたとき理事会にて決議の上、委員会を設けることができる。

第7章 会議および総会

(会議) 第18条 本会の会議は例会・理事会・役員会及び総会とする。

第19条 例会は会員相互の研修・連絡調整のため必要に応じて開催し、会長が招集する。

第20条 理事会は会長・副会長・理事によって構成され、会長が招集し、議長にあたる。

第21条 役員会は会長・副会長によって構成され、会長が招集し、議長にあたる。

(総会) 第22条 総会は毎事業年度終了後2か月以内に開催し、正会員の委任状及び出席者の過半数を以って成立する。

(議決) 第23条 議決は出席者の多数決によって決し、同数の時は議長が決する。前記の総会以外に会長が必要と認めた時、又は正会員の3分の1以上の要求があった場合、臨時総会とする。総会は会長が招集する。議長は総会ごとにこれを定める。

(会員の議決権) 第24条 正会員は各々1票の議決権を有する。

(個人会員の権利) 第25条 個人会員は議決権を有しないが、総会への出席および意見・提言を述べることができる。

(総会及び臨時総会の開催及び招集)

第26条 総会及び臨時総会は次の事項を決議する。

1. 会則及び細則の改正。
2. 会長・監事の選出に関すること。
3. 事業計画案及び収支予算案の承認
4. 事業報告及び収支決算報告の承認
5. 役員手当
6. その他会長が必要と認めたこと

第8章 会計

(会計)第27条 本会の運営上必要な経費は会費(負担金)及び寄付金その他の収入をもってあてる。

第28条 本会の運営に必要な経費は事業計画案及び収支予算案のもとで会長の承認を得て支出するものとする。

第9章 入会金・会費

(入会金)第29条 入会に関して理事会の承認を受けたものは速やかに入会金を納入するものとする。

尚、入会金額は細則により定める。但し、いかなる場合といえども既納の入会金は返還しない。

(会費) 第30条 会員は会費等を遅滞なく納入するものとする。

但し、会員が店舗の火災 天災・病気療養等の止むを得ざる事情により休業する期間の会費は会員からの届け出により、理事会にて審議の上期間を定めて会費の納入を減免する。尚、いかなる場合にも既納金の払い戻しはしない。

第10章 会計の期間

第31条 本会の会計年度は毎年4月1日に始め、翌年3月31日に終わる。

第11章 その他

第32条 本会則に定めるものの外、会の運営について必要な事項は理事会に図りこれを定める。

第33条 本会は会員各自が納入すべき神奈川県・横浜市薬剤師会会費の集金の代行をする。その際同会より支払われる集金手数料は本会の収入とすることができる。

第34条 其の他、本会が代行して集金することにより生ずる集金手数料も前項に準ずる。

第35条 この会則の施行のため必要な細則は理事会の議決を経て会長が定める。

第36条 附則 この会則は平成20年6月1日より施行する。